

## 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針改正案(概要)

○「青少年の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)第30条に読み替えて適用される法第7条に基づき、事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を国土交通大臣が策定

○「船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年国土交通省告示第1030号)を改正し、平成28年3月1日施行分を追記

### 指針の概要

#### 第一 趣旨

#### 第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

##### 一 労働関係法令等の遵守

##### 二 青少年雇用情報の提供

##### 三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

#### 第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

##### 一 雇用管理の改善に係る措置

##### 二 職業能力の開発及び向上に係る措置

#### 第四 無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び 職場への定着促進のために講ずべき措置

##### 一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

##### 二 中途退学者及び未就職卒業者への対応

##### 三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営

##### 四 青少年雇用情報の提供

##### 五 労働関係法令違反の求人者への対応

##### 六 職業能力の開発及び向上に係る措置

##### 七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

##### 八 その他の各関係者が講ずべき措置

#### 第二の一(一) 募集に当たって遵守すべき事項

(二) 採用内定・雇入契約等締結に当たって遵守すべき事項等

#### 第二の二(一) 青少年雇用情報の全ての項目の提供

(二) 求めがあった情報提供項目の提供

(三) 求めを行ったことを理由とする不利益な取扱い

(四) 情報の整備及び速やかな情報提供

#### 第二の三(一) 学校等の卒業者の取扱い

(二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

(三) 船員経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供

(四) 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準

(五) インターンシップ・職場体験の機会の提供

#### 第三の一(一) 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示

(二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等

(三) 労働法制に関する基礎知識の付与

#### 第三の二(一) OJT及びOFF-JTの計画的な実施

(二) 職業生活設計等を容易にするための相談機会の確保

(三) 自己啓発支援

#### 第四の四(一) 全ての青少年雇用情報の提供に向けた求人者への働きかけ

(二) 就職支援サイトへの全ての青少年雇用情報の掲載に向けた取り組み

## 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針改正案

### 第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

#### 二 青少年雇用情報の提供

- ・ ホームページ等での公表、会社説明会での提供、求人票への記載等により、青少年雇用情報の全ての項目を情報提供することが望ましいこと。
- ・ 具体的な項目について情報提供の求めがあった場合、特段の事情がない限り、求めがあった項目を提供することが望ましいこと。
- ・ 情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
- ・ あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、求めがあった場合、速やかな情報提供に努めること。

### 第四 無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

#### 四 青少年雇用情報の提供

- ・ 無料船員職業紹介事業者は、学校卒業見込者等求人を受理する際に、青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供できるよう働きかけることが望ましいこと。個別に照会を行った学校卒業見込者等に関する情報について、求人者に明示する必要はないことに留意すること。
- ・ 募集情報提供事業者は、就職支援サイトに、学校卒業見込者等の募集を行う企業の青少年雇用情報が可能な限り全ての項目について掲載されるように取り組むこと。

#### 五 労働関係法令違反の求人者への対応

- ・ 無料船員職業紹介事業者は、地方運輸局が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、無料船員職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等を行うことが望ましいこと。